

事 務 連 絡

平成 29 年 10 月 25 日

公益社団法人

全日本不動産協会 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

### 新たな住宅セーフティネット制度の施行について

平素より、国土交通行政の推進にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）による新たな住宅セーフティネット制度が施行される運びとなりました。

本制度は、民間賃貸住宅や空き家等を活用し、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等によって、住宅セーフティネット機能の強化を図るものです。

本制度の運用にあたっては、住宅確保要配慮者の受け入れに対する賃貸人の方々の不安を解消するために適切な対応方法や事例等を取りまとめた手引きを公表するとともに、WEB上で賃貸住宅の登録等をサポートするシステムを公開しています。

また、地方公共団体に対しては、別添とおおり本制度の施行に関する通知を発出しているところです。

つきましては、貴協会におかれましては、あらためて本制度に関するご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、これらの手引き等について、貴協会の会員企業及び会員団体に周知し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等を促進していただきますよう、よろしくお願い致します。

- ・ 住宅確保要配慮者の受け入れに関する手引き等

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000055.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html)

- ・ 賃貸住宅の登録等に関するシステム

<http://www.safetynet-jutaku.jp>